

連携に努めることを規定したものである。なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。

(19) (略)

(20) 準用

基準第八十八条の規定により、基準第九条から第十三条まで、第二十条、第二十二條、第二十七條、第三十三條から第三十九條まで、第五十三條、第五十五條及び第五十八條の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用されるものであるため、第三の一の4の(1)から(5)まで、(10)、(12)、(15)及び(21)から(25)まで並びに第三の二の3の(4)、(6)及び(8)を参照されたい。

四 認知症対応型共同生活介護

1 (略)

2 人員に関する基準

(1) 従業者の員数（基準第九十条）

① 介護従業者

イ 基準第九十条第一項から第四項に規定する介護従業者については、利用者が認知症を有する者であることから、認知症の介護等に対する知識、経験を有する者であることを原則とする。なお、これ以外の介護従業者にあっても研修の機会を確保することなどにより質の向上を図るものとする。

夜間及び深夜の時間帯は、それぞれの事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、一日の活動の終了時刻から開始時刻までを基本として設定するものとし、これに対応して、夜間及び深夜の時間帯以外の指定認知症対応型共同生活介護の提供に必要な介護従業者及び夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。以下同じ。）を行わせるために必要な介護従業者を確保するものとする。

例えば、利用者を八人とし、常勤の勤務時間を一日八時間

ため、第三の一の4の(26)の③を参照されたい。

⑤ 基準第八十五条第五項は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る基準第三条の三十七第四項の規定と同趣旨であるため、第三の一の4の(26)の④を参照されたい。

(19) (略)

(20) 準用

基準第八十八条の規定により、基準第三条の七から第三条の十一まで、第三条の十八、第第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十二から第三条の三十六まで、第三条の三十八、第三条の三十九、第五十三條、第五十五條及び第五十八條の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用されるものであるため、第三の一の4の(1)から(5)まで、(11)、(13)、(17)、(22)から(25)まで、(27)及び(28)並びに第三の三の3の(4)、(6)及び(8)を参照されたい。

五 認知症対応型共同生活介護

1 (略)

2 人員に関する基準

(1) 従業者の員数（基準第九十条）

① 介護従業者

イ 基準第九十条第一項から第三項に規定する介護従業者については、利用者が認知症を有する者であることから、認知症の介護等に対する知識、経験を有する者であることを原則とする。なお、これ以外の介護従業者にあっても研修の機会を確保することなどにより質の向上を図るものとする。

夜間及び深夜の時間帯は、それぞれの事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、一日の活動の終了時刻から開始時刻までを基本として設定するものとし、これに対応して、夜間及び深夜の時間帯以外の指定認知症対応型共同生活介護の提供に必要な介護従業者及び夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。以下同じ。）を行わせるために必要な介護従業者を確保するものとする。

例えば、利用者を八人とし、常勤の勤務時間を一日八時間

とし、午後九時から午前六時までを夜間及び深夜の時間帯とした場合、午前六時から午後九時までの十五時間の間に、八時間×三人＝延べ二十四時間の指定認知症対応型共同生活介護が提供され、かつ、当該時間帯においては、常に介護従業者が一人以上確保されていることが必要となる。また、午後九時から午前六時までは、夜間及び深夜の勤務を行う介護従業者（以下「夜勤職員」という。）が一人以上確保されていることが必要となる。

なお、夜勤職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、併設されている他の共同生活住居の職務に従事することができるが、同時に職務に従事することができるのは、最大でも二つの共同生活住居に限られるものである。

基準上、各ユニットごとに夜勤職員を配置することとなるが、利用者の処遇に支障がない場合は、併設されている他のユニット（一ユニットに限る。）の職務に従事することができることとしているため、三ユニットの事業所であれば、最低二名の夜勤職員が必要となる。

なお、事業所の判断により、人員の配置基準を満たす二名の夜勤職員を配置した上で、さらに他の職員を配置する場合については、宿直体制で配置することも可能である。

宿直勤務を行う介護従業者を置く際の夜間及び深夜の時間帯の設定に当たっては、「社会福祉施設における宿直勤務の取扱いについて」に準じて適切に行うこと。

ロ 基準第九十条第五項の規定は、指定小規模多機能型居宅介護に係る第六十三条第六項の規定と同趣旨であるため、第三の三の二の(1)の①のトを参照されたい。

② 計画作成担当者

イ～ニ (略)

ホ 計画作成担当者は、介護支援専門員である者及び介護支援専門員でない者のいずれについても、指定を受ける際（指定を受けた後に計画作成担当者の変更の届出を行う場合を含む。）に、別に通知するところによる研修を修了しているものとする。

とし、午後九時から午前六時までを夜間及び深夜の時間帯とした場合、午前六時から午後九時までの十五時間の間に、八時間×三人＝延べ二十四時間の指定認知症対応型共同生活介護が提供され、かつ、当該時間帯においては、常に介護従業者が一人以上確保されていることが必要となる。また、午後九時から午前六時までは、夜間及び深夜の勤務を行う介護従業者（以下「夜勤職員」という。）が一人以上確保されていることが必要となる。

ロ 基準第九十条第四項の規定は、指定小規模多機能型居宅介護に係る第六十三条第六項の規定と同趣旨であるため、第三の四の二の(1)の②のチを参照されたい。

② 計画作成担当者

イ～ニ (略)

ホ 計画作成担当者は、介護支援専門員である者及び介護支援専門員でない者のいずれについても、指定を受ける際（指定を受けた後に計画作成担当者の変更の届出を行う場合を含む。）に、百十三告示等第五号に規定する研修を修了しているものとする。なお、当該研修は、具体的には、地域密着型研修通知 2 の(1)の②「実践者研修」又は「基礎過程」を指すものである。

(2) 管理者（基準第九十一条）

① 指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものである。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。

イ 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者としての職務に従事する場合

ロ 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、併設される訪問系サービスの事業所のサービス提供を行う従業者との兼務は一般的には管理業務に支障があると考えられるが、訪問系サービス事業所における勤務時間が極めて限られている職員の場合には、例外的に認められる場合もありうる。）。

なお、一の事業所に複数の共同生活住居を設ける場合、それぞれの共同生活住居の管理上支障がない場合は、同一事業所の他の共同生活住居との兼務もできるものとする。

② 基準第九十一条第二項の規定は、指定小規模多機能型居宅介護に係る第六十四条第二項の規定と同趣旨であるため、第三の三の二の(2)の②を参照されたい。

(3) 代表者

基準第九十二条の規定は、指定小規模多機能型居宅介護に係る第六十五条の規定と同趣旨であるため、第三の三の二の(3)を参照されたい。

3 (略)

4 運営に関する基準

(1)～(11) (略)

(12) 準用

基準第百八条の規定により、基準第九条、第十条、第十二条、第十三条、第二十二條、第二十七條、第三十三條から第三十五條まで、第三十七條から第三十九條まで、第五十三條、第五十八條、第八十條、第八十二條の二、第八十四條及び第八十五條の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業に準用されるものであるた

(2) 管理者（基準第九十一条）

① 指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものである。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。

イ 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者としての職務に従事する場合

ロ 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、併設される訪問系サービスの事業所のサービス提供を行う従業者との兼務は一般的には管理業務に支障があると考えられるが、訪問系サービス事業所における勤務時間が極めて限られている職員の場合には、例外的に認められる場合もありうる。）。

なお、一の事業所に複数の共同生活住居を設ける場合、それぞれの共同生活住居の管理上支障がない場合は、同一事業所の他の共同生活住居との兼務もできるものとする。

② 基準第九十一条第二項の規定は、指定小規模多機能型居宅介護に係る第六十四条第三項の規定と同趣旨であるため、第三の三の二の(2)の②を参照されたい。

(3) 代表者

基準第九十二条の規定は、指定小規模多機能型居宅介護に係る第六十五条の規定と同趣旨であるため、第三の三の二の(3)を参照されたい。

3 (略)

4 運営に関する基準

(1)～(11) (略)

(12) 準用

基準第百八条の規定により、基準第三条の七、第三条の八、第三条の十、第三条の十一、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十二から第三条の三十四まで、第三条の三十六、第三条の三十八、第三条の三十九、第五十三條、第五十八條、第八十條、第八十二條の二、第八十四條及び第八十五條第一項から第四項ま

め、第三の一の四の(1)、(2)、(4)、(5)、12、15、21及び23から25まで、第三の二の三の(4)及び(8)並びに第三の三の四の12、15、17及び18を参照されたい。

五 地域密着型特定施設入居者生活介護

1 人員に関する基準

(1)～(5) (略)

(6) 基準第一百条第八項の規定は、指定小規模多機能型居宅介護に係る第六十三条第六項の規定と同趣旨であるため、第三の三の二の(1)の①のトを参照されたい。

(7) (略)

2 設備に関する基準

(1)～(3) (略)

(4) 基準第一百十二条第六項の「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、指定認知症対応型通所介護に係る第四十四条第一項の規定と同趣旨であるため、第三の二の二の(1)の⑤のロを参照されたい。

(5) 療養病床転換による基準緩和の経過措置

一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換を行ってサテライト型特定施設である指定地域密着型特定施設を開設する場合にあっては、機能訓練室は、本体施設の機能訓練室を利用すれば足りることとする。

3 運営に関する基準

(1)～(2) (略)

(3) 法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意

基準第一百五十五条は、有料老人ホーム等において、介護保険制度の施行前に既に入居し、介護費用を一時金等により前払いで支払った場合に、介護保険の給付対象部分との調整が必要であること等から、利用者の同意をもって法定代理受領サービスの利用が可能となることとしたものである。

また、施行規則第六十五条の四第四号の規定に基づき、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、市町村（又は国民健

での規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業に準用されるものであるため、第三の一の四の(1)、(2)、(4)、(5)、13、17、23、25、27及び28、第三の三の三の(4)及び(8)並びに第三の四の四の12、15、17及び18の①から④までを参照されたい。

六 地域密着型特定施設入居者生活介護

1 人員に関する基準

(1)～(5) (略)

(6) 基準第一百条第八項の規定は、指定小規模多機能型居宅介護に係る第六十三条第六項の規定と同趣旨であるため、第三の四の二の(1)の②のチを参照されたい。

(7) (略)

2 設備に関する基準

(1)～(3) (略)

(4) 基準第一百十二条第六項の「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、指定認知症対応型通所介護に係る第四十四条第一項の規定と同趣旨であるため、第三の三の二の(1)の⑤のロを参照されたい。

(5) 療養病床転換による基準緩和の経過措置

一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換を行ってサテライト型特定施設である指定地域密着型特定施設を開設する場合にあっては、機能訓練室は、本体施設の機能訓練室を利用すれば足りることとする。

3 運営に関する基準

(1)～(2) (略)

(3) 法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意

基準第一百五十五条は、有料老人ホーム等において、介護保険制度の施行前に既に入居し、介護費用を一時金等により前払いで支払った場合に、介護保険の給付対象部分との調整が必要であること等から、利用者の同意をもって法定代理受領サービスの利用が可能となることとしたものである。

また、施行規則第六十五条の四第四号の規定に基づき、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、市町村（又は国民健